

避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で、夫、子ども夫婦及び孫らと生活していた申立人について、原発事故に伴う同子ども夫婦及び孫らの避難により別離を余儀なくされたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで（ただし、別離が解消されていた平成23年9月分から平成24年3月分までを除く。）の日常生活阻害慰謝料（3割の増額分）が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

日常生活阻害慰謝料（増額分） 234万円

2 期間

平成23年3月11日から平成23年8月31日及び平成24年4月1日から平成30年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金234万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月8日

(仲介委員 永山在浩)